

令和 6 (2024) 年度第 3 回みよし市地域包括ケア推進会議 次第

日時 令和 7 (2025) 年 2 月 1 7 日 (月)
午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分まで
場所 みよし市役所 1 階
1 0 1 会議室又はオンライン

【今回の会議の目的】

認知症総合支援事業及び医療介護連携推進事業の次年度計画等について、出席者で共有及び意見交換する。

1 情報提供

高齢者等を取り巻く消費者トラブルについて (資料 1)

2 令和 6 年度報告

(1) みよし市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について (資料 2)

(2) 認知症施策の進捗について (資料 3)

(3) 在宅医療介護連携推進の取組の進捗について (資料 4)

3 協議事項

認知症総合支援事業及び医療介護連携推進事業次年度計画について

4 その他

次回開催 令和 7 (2025) 年度第 1 回: 令和 7 (2025) 年 5 月 2 6 日 (月)

午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分まで (資料 5)

配布資料

次第

資料 1 高齢者等を取り巻く消費者トラブルについて

高齢者の消費者トラブル未然防止特集号チラシ

資料 2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

資料 3 認知症施策進捗管理表 (R6-R8)

資料 4 在宅医療・介護連携推進の取組進捗管理表 (R6-R8)

資料 5 令和 7 (2025) 年度日程表

令和7(2025)年2月17日(月)

令和6(2024)年度第3回みよし市地域包括ケア推進会議 資料

高齢者等を取り巻く 消費者トラブルについて (情報提供)

みよし市産業振興課 (みよし市消費生活センター)

みよし市消費生活センターについて

【みよし市消費生活センターとは？】

- ➡ 消費者安全法第10条の2第1項に基づく、
消費者トラブル解決のための相談窓口
- ➡ みよし市役所4階相談室（産業振興課の隣）に開設
- ➡ 相談可能日時：月・水曜の午前9時から正午まで
木・金曜の午後1時半から午後4時半まで

【センターの業務について】

- ➡ 相談業務は、消費生活相談員資格所有者が行う。
- ➡ 消費者被害の相談、暮らしに役立つ情報提供、消費者教育等
- ➡ クーリングオフ手続きのアドバイスや、事業者との交渉

みよし市における 高齢者の消費者トラブル状況

令和6年度みよし市消費生活センターでの相談件数

全 体 件 数	110件
内、60代以上	39件

本人(高齢者)からではなく
家族からの相談も含む

(2024年4月～2025年1月)

代表的な相談内容等

- ・インターネット上の買い物トラブル (12/39件)
- ・定期購入やお試し購入 (5/39件)
- ・住宅のメンテナンスに係る訪問調査などの相談
(実際に被害にあった方は0件)

消費者安全確保地域協議会とは (通称：見守りネットワーク)

消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）のイメージ

「消費者安全確保地域協議会」は高齢者等の消費者被害の深刻化を受け、平成26年の消費者安全法改正において新たに設けられた制度です。

地方公共団体の関係機関により構成され、消費生活上特に配慮を要する消費者（高齢者、障がい者等）の見守りなど必要な取り組みを行うための情報交換・協議を行う協議会です。

高齢者等の消費者被害の防止のため、厚生労働省は福祉部局と消費者行政部局との連携の促進を求めており、既存の福祉部局等のネットワークを「消費者安全確保地域協議会」と位置づけ、見守りの実効性を高めたいとしています。



※関係し得るものを幅広く示したもの
(構成員は地域の実情に応じて決めることができる)

見守りネットワークを活用してください!!

通常の消費者相談であれば本人からの相談に限られていますが、見守りネットワークの構成員であれば本人でなくても消費生活センターに相談することができます。

【個人情報保護法（第23条第1項第1号）の例外規定が適用されます】



日頃から高齢者等に関わる立場の構成員が「この人トラブルに巻き込まれてない??」と覚るることがあればお気軽に消費生活センターに相談してください。トラブルになっていなくても、相談だけでも受け付けることができます。

消費者トラブルの表面化や高齢者等の消費者トラブルを未然に防ぐためにご協力お願いします。

高齢者の消費者トラブル未然防止特集号

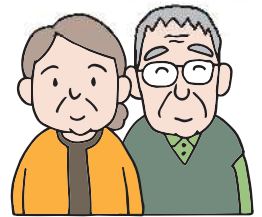
みんなで見守り

みんなで防ごう

高齢者の消費者トラブル

高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、高齢者ご本人が意識を高めていただくとともに、ご家族や周りの方々が悪質商法の手口を知り、日頃から高齢者の様子を気にかけて、見守っていただくことが大切です。

「おかしいな」と思ったら、消費生活相談窓口へお問い合わせいただき、高齢者の消費者トラブルを防ぎましょう！



高齢者の消費者トラブルの特徴

だまされたことに気づきにくい



悪質業者の販売員は高齢者の信頼を得ようと言葉巧みに近づいてきます。

消費者トラブルに遭っていることに、ご本人が気づいていないこともあります。

被害にあっても誰にも相談しない



被害に遭っても、家族に迷惑をかけたくない、だまされた自分が悪いなどとあきらめて、誰にも相談しないことがあります。



地域で！

一人で悩まず、
お早めにご相談ください！

消費者ホットライン ☎188

身近な消費生活相談窓口につながります。

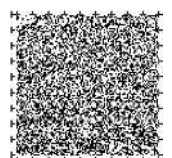


家庭で！

目次

・高齢者の消費者トラブルの特徴	1	事例4 点検商法	4
・高齢者への声掛けのポイント	2	事例5 通信契約のトラブル	5
・成年後見制度のご紹介	2	事例6 偽SMS・メール	5
・見守りネットワークのご紹介	2	・クーリング・オフによる契約解除方法	6
・高齢者に多いトラブル事例		・新紙幣発行に伴うトラブル	7
事例1 定期購入	3	・「消費者が意見を伝える」ときのポイント	7
事例2 投資詐欺	3	・愛知県警察本部からのお知らせ	8
事例3 パソコンのサポート詐欺	4	・消費生活相談窓口のご案内	8

音声コードに対応しています。



みんなで
見守り!

高齢者への声掛けのポイント

「お節介に思われるかもしれない」と躊躇(ちゅうちょ)することもあるかもしれませんが、世間話をしながら何気なく尋ねてみるなど、会話をしていくうちに、心を開いてくれることもあります。場面に応じた自然な会話の流れを工夫してみましょう。

最近どうですか?

お出かけですか?

どうされましたか?

元気がないようですが...

工事されているんですか?

新しく買われたんですか?

一緒に調べてみましょう。

相談できる方はいますか?



＼さりげない声掛け、寄り添った声掛けを／



声掛けNGワード集

本人から相談された際に、問い詰めたり、頭から否定するような口調だと、本人の心を閉ざしてしまいがちです。受け入れる気持ちを持ってゆっくりと状況を聞きましょう。

本人の意識に関すること

- おだてにのるから...
- 欲をかくから...
- だまされているんじゃない?
- 何で信用したんですか?



契約に関すること

- 何で契約しちゃったの!
- 契約書をきちんと読まなかったの?
- あなたにも契約した責任がありますね。
- 息子(娘)さんに相談してから決めなくちゃ!

認知症などの症状が見られる場合は、成年後見制度の利用も考えてみましょう。

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方々を、法律面や生活面で保護・支援する制度です。

詳しくは、お住まいの市町村の中核機関・成年後見センター、または地域包括支援センターにお問い合わせください。

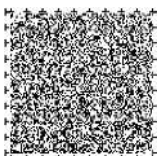
お近くの
地域包括支援センターを
検索できます



あいち地域包括ケアポータルサイト



【福祉局高齢福祉課
地域包括ケア・認知症施策推進室】



地域で高齢者等を消費者被害から守るための見守りネットワークづくりを応援しています!

愛知県では、高齢者等の消費者被害の深刻化を受け、ご本人への啓発に加え、その周りにいる人たちが高齢者等に気を配り、消費生活センターなどの機関に適切につながることにより、地域全体で高齢者等を見守る体制づくりを進めています。

消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)設置市町(37市町)

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市、みよし市、あま市、長久手市、扶桑町、東浦町、幸田町

(2024年6月末現在)

高齢者に多い消費者トラブル

事例 1

定期購入

1回だけのつもりだったのに…

インターネットの広告から初回が安いサプリメントを注文した。
2回目から断ろうと電話をしたら、なかなかつながらなかった。
電話をかけ続け、やっとつながったと思ったら、発送の2週間前までに
連絡が必要と言われ、2回目の商品が届いてしまった。



アドバイス

- ・広告から1回限り購入するつもりで注文すると、実際には「定期購入」の契約になっていたというケースが見られます。
- ・「最終確認画面」はスクロールして最後までしっかりと確認しましょう！
- ・注文する前に以下を確認し、その画面をスクリーンショットで保存しておきましょう。
 - ☐ 定期購入が条件になっていませんか？
 - ☐ (定期購入が条件になっている場合) 継続期間や購入回数が決められていませんか？
 - ☐ 支払うことになる総額はいくらですか？
 - ☐ 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
 - ☐ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」といった返品特約や解約条件を確認しましたか？
 - ☐ お届け予定日や、利用規約の内容を確認しましたか？

※インターネット注文を含む通信販売には、クーリング・オフの適用はありません。

事例 2

投資詐欺

その仲間、信じて大丈夫？



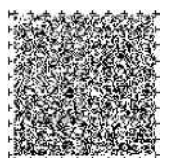
退職金の運用を学ぶために、著名人を騙るSNSの広告から投資セミナーのLINEグループに登録し、セミナーの運営事業者に勧められてFX取引を始めた。取引を進めると利益が出たので投資額を増やし計500万円を個人名義の口座に振り込んだ。

その後、500万円の出金を求めたところ「出金には税金として160万円が必要」と言われ、振り込んだ。

しかし、「間違った口座に入金された」と言われ、再度別の口座に160万円を請求されたので振り込んだが、結局500万円は出金できなかった。

アドバイス

- ・SNS上の投資グループには注意してください。
- ・振込先に個人名義の口座を指定された場合、絶対に振り込まないでください。
- ・金融商品取引業の無登録業者との取引は行わないでください。
- ・FX取引の仕組みがよく分からないまま、契約するのは避けましょう。



パソコンのサポート詐欺

70歳以上で増加しています



パソコンでインターネットを利用中に突然、大音量の警告音が鳴り「ウイルスに感染した可能性がある」と警告画面が表示された。

表示された電話番号に電話をしたところ、相手から遠隔操作アプリを入れるよう指示された。「最近、銀行の取引をしたか」と聞かれたので、「インターネットバンキングを利用した」と告げると、ログインするよう指示された。

パソコンの修理代として100円を請求されたので、インターネットバンキングの画面で「送金額100円」と入力したはずが、遠隔操作により100万円に変更され、送金されてしまった。

アドバイス

- ・パソコン利用中に突然警告画面や警告音が出ても、画面に表示されている連絡先には絶対に電話をしないでください。
- ・警告画面が表示されたり、万が一遠隔操作ソフトをインストールしてしまっても、ご自身でパソコンの状態を確認しましょう。
- ・自分で判断できない場合は、周りの人に相談しましょう。

※表示された警告画面の消去方法等、パソコンに関する技術的な相談に対してアドバイスを求める場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の「情報セキュリティ安心相談窓口」に電話またはメールで相談しましょう。

情報セキュリティ安心相談窓口（IPA）

電話番号 03-5978-7509
 受付時間 10:00～12:00, 13:30～17:00（土曜、日曜、祝日・年末年始は除く）
 メール anshin@ipa.go.jp

点検商法

無料の点検を受けるだけのはずが…

「近所で工事をしていますので、ご挨拶に伺いました」と業者が訪ねてきたため、玄関を開けた。

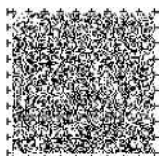
「ついでにお宅も無料で点検しましょうか」と言われお願いすると、「屋根瓦がずれている」「このままにしておくくと傷みがひどくなる」などと不安をあおり、契約を迫られ、焦ってその場で契約してしまった。



アドバイス

- ・知らない人が訪問してきたらドアを開けず、インターホン越しに対応しましょう。
- ・慌ててその場で判断せず、家族や周りの人に相談しましょう。
- ・工事を検討するときは必ず複数の業者から見積りを取りましょう。
- ・要らないときはきっぱりと断りましょう。
- ・訪問販売の場合、クーリング・オフ※が可能です。クーリング・オフ期間を過ぎていても、勧誘に問題がある場合は解約できる場合もあります。

※クーリング・オフについては、P6参照



事例 5

通信契約のトラブル

勧められたので契約したが・・・

スマートフォンの機種変更のために携帯電話ショップに出かけた。
店員からスマートフォンと一緒に据え置き型のWi-Fiルーターを勧められた。固定電話とWi-Fiルーターを契約するとスマートフォンの料金が安くなると言われたので、契約した。

帰宅後、Wi-Fiルーターが本当に必要か不安になった。解約したい。



アドバイス

- ・携帯電話ショップにはなるべく家族に同伴してもらい、よく分からないまま、店員の言われるとおりに契約するのは避けましょう。
- ・「安くなる」と言われても、本当に必要なものかよく検討しましょう。
- ・据え置き型Wi-Fiルーターの商品代は自己負担になる可能性があります。業者の特約で8日間は解除できる可能性があるお店に相談しましょう。

事例 6

偽SMS・メール

そのURLのクリック、ちょっと待って!

クレジットカード会社を騙り「カードの不正な利用があった」とメールが送られてきた。そこに記載されたURLをタップし、クレジットカード番号やセキュリティコードを入力したところ、後日身に覚えのないカード決済があった。

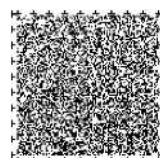


アドバイス

- ・普段よく利用する事業者からのSMSやメールに見えても、フィッシング※の手口かもしれません。記載されたURLには安易にアクセスしないようにしましょう。
- ・フィッシングサイトにアクセスしてしまっても、個人情報絶対に入力しないようにしましょう。
- ・フィッシングサイトにクレジットカード番号、セキュリティコード、ID、パスワード等の個人情報を入力してしまった場合は、すぐに変更し、クレジットカード会社等へ連絡しましょう。
- ・事前にブックマークした正規のURLや正規のアプリからアクセスするようにしましょう。

※ フィッシングとは

フィッシングとは、クレジットカード会社や宅配便事業者等を騙り、偽SMSやメールを送り付け、クレジットカード番号やID、パスワード等の個人情報を入力させ、搾取するもので、入力した個人情報がクレジットカードやキャリア決済※等に不正に利用され、身に覚えのない請求を受けるケースがあります。※商品・サービスの購入代金を携帯電話料金と合算して支払いができる決済サービス



クーリング・オフによる契約解除方法

クーリング・オフ制度とは

クーリング・オフは、いったん契約の申込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

※2022年6月1日から、書面(はがき可)によるほか、電磁的記録でもクーリング・オフの通知を行うことが可能になりました。

電子メールのほか、USBメモリ等の記録媒体や、事業者が自社のウェブサイトに設けるクーリング・オフ専用フォーム等により通知を行う場合が挙げられます。FAXを用いたクーリング・オフも可能です。

クーリング・オフができる取引例	期 間
・訪問販売(キャッチセールス・アポイントメントセールス等を含む)、電話勧誘販売、訪問購入、特定継続的役務提供(エステティックサロン、語学教室、家庭教師、パソコン教室など)	8日間
・連鎖販売取引(マルチ商法など) ・業務提供誘引販売取引(内職商法・モニター商法など)	20日間

注意!!

クーリング・オフができない取引例

- ・通信販売(インターネット含む)で商品を購入した場合、自ら店舗に出かけて商品を購入した場合
- ・3千円に満たない現金での買い物、化粧品・健康食品など消耗品の消耗した部分
- ・自動車・自動車リース、葬儀サービスなど

クーリング・オフの方法

(通知を発信した時点から効力が発生します。)

- ・クーリング・オフは書面(はがき可)または電磁的記録で行います。
- ・クーリング・オフの書面等には、事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報(契約年月日、契約者名、購入商品名、契約金額等)やクーリング・オフ通知を発した日を記載します。
- ・クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社に同時に通知します。

クーリング・オフを「はがき」で行う場合

- ・送付する前に、はがきの両面をコピーしておきましょう。
- ・「特定記録郵便」または「簡易書留」など、発信の記録が残る方法で代表者宛に送付しましょう。

クーリング・オフを「電磁的記録」で行う場合

- ・まず契約書面を確認し、電磁的記録によるクーリング・オフの通知先や具体的な通知方法が記載されている場合は、それを参照して通知しましょう。
- ・通知後は、送信したメールや、ウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォーム等の画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

はがき記入例

契約解除通知書

契約年月日 令和〇年〇月〇日
書面受領日 令和〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇円
販売会社名 〇〇〇株式会社
右記日付の契約は解除します。
なお、すみやかに支払済の〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

氏名 〇〇〇 〇〇〇 氏
住所 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

郵便はがき

〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社

代表者

様

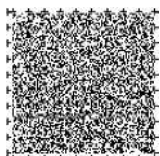
表面

裏面



諦めないで

- 次の場合は、クーリング・オフ期間が過ぎてもクーリング・オフができます。
 - ① 事業者のうそや脅しによってクーリング・オフが妨げられた場合
 - ② 契約書面の記載内容に不備があったとき
- また、不当な勧誘により締結させられた契約は、「消費者契約法」により取り消すことができる場合があります。



詳しくは「消費者ホットライン ☎188 (いやや!)」にご相談ください。

新紙幣発行に伴う**トラブル**に注意!

●2024年7月3日から、20年ぶりにデザインが刷新された新紙幣の発行が始まりました。

●それに伴い、「**新紙幣発行に便乗した詐欺行為**」の発生が予想されます。

新紙幣発行に伴う詐欺被害にご注意ください。



予想されるトラブル

「**旧紙幣は使えなくなるから**」

と言われ、
交換を求められた。

「**その紙幣は偽札だ**」

と言われ、
交換を求められた。

金融機関の
職員を装った者から
「**新紙幣と交換する**」
と言われた。

【新一万円券】

(表)



(裏)



【新五千円券】



【新千円券】



出典：独立行政法人 国立印刷局 Web サイト

- アドバイス**
- ・新紙幣発行後も、**旧紙幣は使えます**。
 - ・金融機関や行政機関が新紙幣について**交換を求めることはありません**。
第三者に渡さないでください。
 - ・新紙幣に関する不審な電話やメール、訪問があった場合は、**警察に相談しましょう**。
 - ・不審に思ったら、すぐに**消費生活センター等**に相談しましょう。

「消費者が意見を伝える」ときのポイント

購入した商品やサービスに不満があったとき、あなたなら自分の意見をどのように事業者に伝えますか？
自立した消費者として、意見がきちんと相手に伝わるように、次の**3つのポイント**を参考にしてみてください。

Point 1 ひと呼吸、置こう!

怒りにまかせた発言は逆効果。ひと呼吸置いて冷静に。
従業員も同じ「人」として、お互いに尊重し合うことが大切です。



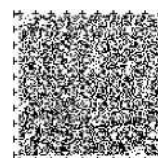
Point 2 言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう!

返品したいのか、解約したいのか、またその理由を明確に、丁寧に伝えることが重要です。



Point 3 事業者の説明も聞きましょう!

上手なコミュニケーションが解決への糸口。
一方的に主張するだけでなく、事業者の説明も聞きましょう。



特殊詐欺に遭わないために電話機対策を!

ストップ! 特殊詐欺

令和5年中特殊詐欺被害者の実態調査では、被害に遭う前の意識を聞いたところ、特殊詐欺を「**自分に関係ない**」と思っていた人が**約9割**を占めています。

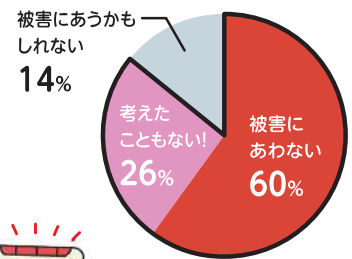
被害防止機能付き電話機を使いましょう!

不審な迷惑電話を着信拒否、赤色ランプで注意喚起、会話の録音などの機能が付いた電話機を使いましょう。(外付けタイプもあります)

ナンバー・ディスプレイ、 ナンバー・リクエストを利用しましょう!

- ・NTT西日本の回線で、**70歳以上の方は無償**
(適用には条件あり)
- ・申込制になります。
- ・ご利用にはナンバー・ディスプレイ対応電話機とその設定が必要です。

今すぐ電話機対策をしてください。
詳しくは最寄りの警察署にお問い合わせください。



多くの自治体で補助金制度があり、購入費用の一部を補助しています。

知らない番号からの電話は出ない!

犯人と話さない!



【愛知県警察本部生活安全総務課】

困った時は

早めに相談しましょう。※身近な消費生活相談窓口につながります。

消費者ホットライン

☎188 (いやや!)

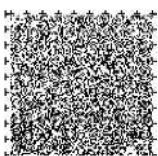
身近な消費生活相談窓口につながります。



あいち暮らしWEB
キャラクター「ビッピ」

名古屋市消費生活センター	(052) 222-9671	東海市消費生活センター	(052) 603-2211
岡崎市消費生活センター	(0564) 23-6459	大府市消費生活センター	(0562) 45-4538
一宮市消費生活センター	(0586) 71-2185	知多市消費生活センター	(0562) 36-2688
瀬戸市消費生活センター	(0561) 88-2679	知立市消費生活センター	(0566) 95-0195
知多半田消費生活センター (半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)	(0569) 32-2444	尾張旭市消費生活センター	(0561) 53-2111
春日井市消費生活センター	(0568) 85-6616	岩倉市消費生活センター	(0587) 37-7867
海部地域消費生活センター (津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)	(0567) 23-0150	豊明市消費生活センター	(0562) 85-3712
碧南市消費生活センター	(0566) 95-9894	日進・東郷消費生活センター (0561) 56-0039(日進) (0561) 38-3111(東郷)	
刈谷市消費生活センター	(0566) 91-1195	清須市消費生活センター	(052) 325-5151
豊田消費生活センター	(0565) 33-0999	北名古屋市消費生活センター	(0568) 22-1111
安城市消費生活センター	(0566) 76-7749	みよし市消費生活センター	(0561) 32-8015
西尾市消費生活センター	(0563) 65-2161	長久手市消費生活センター	(0561) 64-6503
犬山市消費生活センター	(0568) 44-0398	扶桑町消費生活センター	(0587) 92-4121
常滑市消費生活センター	(0569) 47-6139	東三河消費生活総合センター	(0532) 51-2305
江南市消費生活センター	(0587) 53-0505	・東三河消費生活豊川センター	(0533) 89-2238
小牧市消費生活センター	(0568) 76-1119	・東三河消費生活蒲郡センター	(0533) 66-1204
稲沢市消費生活センター	(0587) 32-2594	・東三河消費生活新城センター	(0536) 23-6260
		・東三河消費生活田原センター	(0531) 23-3818

※相談は、原則それぞれの市町村にお住まいの方を対象としています。 ※相談受付日や時間は、市町村のウェブページや広報紙等で事前にご確認ください。 2024年4月1日現在



一人で悩まずご相談ください!

作成/愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎(052)954-6603

・2024年8月作成

消費生活に関する情報サイト「あいち暮らしWEB」をご覧ください!

あいち暮らしWEB



＜ハイリスクアプローチ＞

①低栄養

BMI20 以下かつ高齢者の質問票⑥「6 か月間で2～3 kg 以上の体重減少」に該当した年齢が75～85 歳の対象者に対し、案内を送付し電話勧奨。看護師による家庭訪問を実施。3 か月後に電話による状況確認予定。

②健康状態不明者

令和4・5 年度健診未受診者及び医療未受診者から昨年度把握者等を除いた対象者に対し、高齢者質問票と案内通知を送付。包括支援センター職員による訪問を実施中。

③服薬（多剤）

令和5 年度処方薬剤数15 以上に該当した年齢が75～79 歳の方に対し、案内チラシを送付。申込者に対し、薬剤師（薬剤師会）と保健師による健康相談を実施。3 か月後に薬剤師による状況確認（電話）を実施予定。

④糖尿病重症化予防

「令和4 年度から過去3 年度に糖尿病薬剤処方歴あり・令和5 年度に糖尿病処方歴なし」に該当した年齢75～79 歳の方に対し、案内チラシを送付。申込者に対し、薬剤師（薬剤師会）と保健師による健康相談を実施。3 か月後に薬剤師による状況確認（電話）を実施予定。

＜ポピュレーションアプローチ＞

①体力測定・フォロー教室

合計 242 名

地域	会場	体力測定	フォロー教室（3 回コース）				人数
おかよし	おかよし交流センター	10月18日(金) 26名	11月15日(金) 26名	11月22日(金) 18名	11月29日(金) 28名		98名
きたよし	おかよし交流センター	5月17日(金) 18名	6月14日(金) 11名	6月21日(金) 10名	6月28日(金) 12名		51名
なかよし	みよし市役所	7月22日(月) 16名	8月19日(月) 13名	8月26日(月) 13名	9月2日(月) 9名		51名
みなよし	みよし市役所	10月2日(水) 10名	10月23日(水) 8名	10月30日(水) 13名	11月6日(水) 11名		42名

②通いの場（よしよし体操（筋トレ）コース、オーラルフレイルコース、栄養指導コース）

		事業名	場所	日にち	人数		
よしよし	おかよし	三好丘旭いきいきサロン体操教室	県営三好丘旭住宅内集会所	2024/8/2	8	合計	22
	なかよし	ボランティア連絡協議会40周年	カネヨシプレイス	2024/8/21	14		
栄養	みなよし	なごみ楽習会	明知下老人憩いの家	2024/6/28	21		104
	みなよし	ほっとクラブ	ミレニアム東山台	2024/6/18	19		
	みなよし	打越サロン	打越老人憩いの家	2024/7/24	5		
	みなよし	山伏サロン	山伏集会場	2024/8/23	5		
	おかよし	三好丘あおばシルバーサークル	あおばふれあいセンター(シルバーサ	2024/9/27	16	合計	
	みなよし	おしゃべり会	新屋いこいの家	2024/11/15	38		
口腔	おかよし	waraukado	waraukado（認知症カフェ）	2024/7/18	6		157
	みなよし	オレンジ茶房	サンライズ（音楽室）	2024/8/27	11		
	なかよし	シルバー人材センター	シルバー人材センター	2025/1/20	14	合計	
	おかよし	ぽかぽかカフェ	ぽかぽかカフェ（認知症カフェ）	2025/2/26	予定	31	

③フレイルサポーター養成講座

事業名	場所	日にち	人数	
専門職用	みよし市役所 研修室	6月24日	29	合計
一般用	おかよし交流センター ホール	11月13日	16	45

④フレイル予防講演会

事業名	場所	日にち	人数	
フレイル予防講演会	みよし市役所 研修室	12月11日	76	76

項目	取組名	取組の目的	リーダー	R6		R7		R8		第9期計画指標
				計画	実績	計画	実績	計画	実績	
普及啓発・本	認知症サポーター養成	認知症について正しい知識をもち、できる範囲で見守りや支援を行う人を養成する。	事務局	小学5年生 8校 中学 希望校 三好高 東海学園大学 市職員 職域 希望団体 地域 希望団体 合計 1,500人程度 ※小学校調整と市職員向けは市が調整、その他は事務局調整とする。	小学5年生 8校 578人 中学 希望校 72人 三好高校 279人 東海学園大学 368人 職域・地域一般 8 か所 157人 合計 1454人 R7.2.10時点	小学5年生 8校 中学 希望校 三好高 東海学園大学 市職員 職域 希望団体 地域 希望団体 合計 1,500人程度 ※小学校調整と市職員向けは市が調整、その他は事務局調整とする。	小学5年生 8校●●人 中学 希望校●●人 三好高校●●人 東海学園大学●●人 市職員●●人 職域●団体●●人 地域●団体●●人 合計 ●●●人程度	小学5年生 8校 中学 希望校 三好高 東海学園大学 市職員 職域 希望団体 地域 希望団体 合計 1,500人程度 ※小学校調整と市職員向けは市が調整、その他は事務局調整とする。	小学5年生 8校●●人 中学 希望校●●人 三好高校●●人 東海学園大学●●人 市職員●●人 職域●団体●●人 地域●団体●●人 合計 ●●●人程度	●認知症初期集中支援チーム利用件数 ⇒12件/年 ●チームオレンジ設置数 ⇒1チーム ●認知症サポーター養成講座受講者数 ⇒1,500人/年 ●一般高齢者における認知症の相談窓口を知っている人の割合 ⇒40% ●本人ミーティング参加人数 ⇒10人
	登録キャラバン・メイトの活動支援	2人の既存活動者が小学校でひとりで講師として活動できるようになる。 また、新たにキャラバンメイトになった人が活動できる。	事務局	・既存2人が小学校で希望数できるように日程調整する。 ・県主催の講座を受講し、新たにキャラバンメイトになった人の意向を確認し、希望にあった活動を支援する。	・既存2人が小学校で活動できるように日程調整した。 ・キャラバンメイト養成講座受講者に認知症サポーター養成講座を見学してもらい、来年度から活動できるように資料を配布した。					
	アルzheimer月間における普及啓発	認知症について幅広く知ってもらい、関心や正しい理解を持つことができる。当事者の声の発信の機会を創出できる。	全推進員	・9月のアルzheimer月間に、サンライヴで認知症のブースを設置する。 ・本の選定に当たっては、当事者発信を考慮する。 ・可能であれば当事者家族経験者の協力を得る。	・9月のアルzheimer月間にサンライヴで認知症のブース設置した。 ・waraukadoの参加者に作品作成、代表に当日の設営に協力してもらった。					

項目	取組名	取組の目的	リーダー	R6		R7		R8		第9期計画指標
				計画	実績	計画	実績	計画	実績	
人 発 信 支 援	認知症ケアパスの内容充実	認知症の人やその家族の使い勝手を考慮した内容に改善し、認知症の人やその家族が望む情報入手しやすくなる。	市	・R7版の作成に当たっては、ページ構成の見直しを伴わない軽微な変更を行う。 ・デジタル化社会に対応したケアパスとするため、ホームページへの掲載による情報発信を行う。 ・本人ミーティングの進捗をみながら、可能であればケアパスについて意見を収集する。	・デジタル化社会に対応した冊子とするため、ホームページを二次元バーコードで掲載した。					
	本人ミーティング	当事者の声を聴く習慣を作り、当事者の参加支援につなげたり、各種施策に活かすことができる。	おかよし	・デイサロンえんがわで行っている試行の本人ミーティングを継続し、当事者から話を引き出す手法を試行錯誤する。 ・推進員が声をヒントに参加支援ができることは理想的ではあるが、デイサービスのスタッフが普段の活動により参加支援が行えるようにすることを目指す。	・R7年1月17日デイサロンえんがわで「みよし市における本人発信支援～地域共生社会の実現に向けて～」というタイトルで説明会をスタッフに実施した。 ・えんがわでモデル的に声の収集に取り組み始めた。					
	認知症地域支援推進員の資質向上	認知症地域支援推進員が本市に必要な地域支援、個別支援について学べる機会を確保し、各種取組が認知症の当事者視点で推進できるようにする。	全推進員	・新たに推進員に配置される人は、必ず新任向けの東京センターが主催する推進員研修を受講する。 ・経験を有する推進員は、現任向けの東京センターが主催する推進員研修を受講する。 ・愛知県が国立長寿医療研究センターと協働で開催する研修に参加する。 ・愛知県が提供する研修プラットフォームの必須講座を6月までに受講する。	・東京センター主催の推進員研修に2人受講した。 ・愛知県と国立長寿医療研究センターが行う研修に推進員が参加した。 ・愛知県が提供する研修プラットフォームの受講を行った。					

項目	取組名	取組の目的	リーダー	R6		R7		R8		第9期計画指標
				計画	実績	計画	実績	計画	実績	
医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	認知症初期集中支援チーム	認知症の人又はその疑いのある人、家族に早期に診断や受診支援を行い、本人が望む生活の継続を支援する。	みなよし	・チームに支援を求めるケースの基準を遅くとも8月までに決定する。 ・チーム員の異動者が必ず発生することを前提に、伝達研修のあり方を6月までに決め、異動者に受講を促す。	・4月に認知症の相談でDASCが31点以上だったケースはチーム員会議の相談に挙げるという基準を設けた。相談実績15件 ・伝達研修のあり方を4月に整備した。異動者2人へ受講勧奨し、6月までに受講してもらった。					
	認知症疾患医療センターとの連携	トヨタ記念病院が運営しているセンターとのつながりを通じて、個別支援、地域支援を展開できる。	全推進員	・認知症疾患医療センターが開催する研修に参加する。 ・必要時、個別ケースで相談する。	・2月開催の認知症疾患医療センターの研修に推進員が参加した。					
			市	・認知症疾患医療連携協議会の構成員として、関係機関との連携体制構築を進めるため、会議に出席する。	・2月開催の認知症疾患医療連携協議会に出席した。					
	認知症カフェの普及	必要な人が認知症カフェを利用できるようにする。	市 なかよし	・市広報誌の「認知症カフェ」コーナーの掲載を継続する。 ・9月の図書館ブースを活用してPRを継続する。	9月の図書館ブースにチラシを置き、各包括の運営する認知症カフェのPRを継続した。					
	認知症カフェの開設支援	【目的】 市内に特色の異なる認知症カフェが増えることで、市民の多様なニーズに対応した認知症カフェが提供できる。	なかよし	・喫茶を有する場所で新たな認知症カフェが開設できるように働きかける。 ・認知症カフェ開設マニュアルを活用し、開設支援を行う。開設支援は、マニュアルの使い勝手の検証機会でもあることから必要時は随時改定を行う。	認知症の学びの場として黒笹町で新規認知症カフェの開設1件。R6年12月から月1回開催。 開設時マニュアルを活用、使い勝手については開設後3カ月であるため検証中。					
	チームみどりんオレンジ伴走支援	チームみどりんオレンジが安定的に活動できるよう必要な支援を行い、三好丘緑地域がグランドゴルフがいつまでも続けられる地域にする。	きたよし	・活動状況の把握方法を考える。 ・伴走支援用のステップアップ講座を開催する。	市役所職員が日程調整中。 年度内にステップアップ講座実施予定。					

項目	取組名	取組の目的	リーダー	R6		R7		R8		第9期計画指標
				計画	実績	計画	実績	計画	実績	
認知症 バリア フリー の推 進・若 年性 認知 症の 人へ の支 援・社 会参 加支 援	チームオレンジ立ち上げ支援	チームによる早期からの継続支援が地域の中で行えることで、認知症の人やその家族が安心して生活を送ることができる。	きたよし	・チームが立ち上がるときのステップアップ講座の標準的な内容を8月までに決める。 ・希望がある地域に対して標準的な内容を参考に、受講者の意向も踏まえて内容を変更し、講座を開催する。	今年度末までにチームオレンジ立ち上げマニュアル作成した。					
	市域を超えた見守り体制の維持	行方不明等の対応において広域的連携を維持し、安心して外出できる地域を目指す。	市	・行方不明発生時にあいちオレンジネットワークを活用する。 ・あいちオレンジネットワーク会議に出席し、ネットワークの安定稼働を協議する。	・あいちオレンジネットワーク活用数 ●●件 ・あいちオレンジネットワーク会議R6.●.●出席					
	見守り支援の充実	みよしささえ愛会議を活用して、本人の意向に踏まえた見守りにより安心して外出できる地域を目指す。	全推進員	・行方不明経験者や警察から情報提供があるケースは、原則全件みよしささえ愛会議により見守り体制を検討する。	行方不明の見守りに係るみよしささえ愛会議開催数 ●●回					
		地域の見守り体制を強化するため、日常生活圏域ごとに行方不明者搜索模擬訓練を実施し、住民が適切な行動が行えるようになる。	全推進員	・日常生活圏域ごとに行政区、コミュニティ等の単位で訓練を実施する。	三好丘旭行政区20人参加 三好上行政区 ●●人参加 ●●行政区 ●●人参加 ●●行政区 ●●人参加					
	成年後見制度等の利用促進	認知機能が低下しても安心して生活する上で必要不可欠な金銭管理や身上監護が適切に受けられる。	全推進員	・日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用が望ましい個別ケースに対応する際に、本人の意向を尊重するため、可能な限りみよしささえ愛会議を開催し、後見センター職員等との十分な意見交換により適切な支援を行う。	権利擁護を目的とするみよしささえ愛会議開催回数 ●●回					

項目	取組名	取組の目的	リーダー	R6		R7		R8		第9期計画指標
				計画	実績	計画	実績	計画	実績	
消費	消費者安全の推進	消費者トラブルに遭遇しやすい高齢者が適切な情報提供を受け、トラブルの未然防止、早期解決を行うようにする。	市 全推進員	・地域包括ケア推進会議に 内包している消費者安全確保地域協議会により市から 情報提供、注意喚起を行う 際に、広く推進員は周知に 協力する。 ・消費者トラブルの際は、 消費者相談センター等適切 な機関に相談する。	・第3回地域包括ケア推進 会議で消費者安全確保地域 協議会に内容として市から の情報提供等を行った。					

在宅医療・介護連携推進の取組進捗管理表（R6－R8）

大項目	目指す姿（中項目）	取組名（小項目）	取組の目的	ターゲット	リーダー	R6			R7			R8			R8年度末
				対象者		計画	目標値	実績	計画	目標値	実績	計画	目標値	実績	評価する指標
日常の療養支援	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、自宅等住み慣れた場所で不安なく生活できる。	クリニックとの関わり	・医療機関と日ごろから情報共有を行い、円滑な支援体制を構築する。 ・関係機関が抱える課題を把握する。	クリニック	(R6) なかよし	・クリニックに訪問し、在宅医療介護の連携状況について情報共有する（課題抽出） ・得た情報をまとめる。	・アポイントメントで訪問希望された機関に対して訪問数１００％ ・年１回以上	訪問希望されたクリニック15機関に対し、訪問件数15件100％実施した。ＡＣＰや認知症初期集中支援チームのチラシ、高齢者福祉マップで周知を行い、必要時包括への情報共有を依頼した。	継続	・アポイントメントで訪問希望された機関に対して訪問数１００％ ・年１回以上		継続	・アポイントメントで訪問希望された機関に対して訪問数１００％ ・年１回以上		
		クリニック以外との関わり（歯科、調剤薬局）		クリニック以外		・クリニック以外に訪問し、在宅医療介護の連携状況について情報共有する。（課題抽出） ・得た情報をまとめる。	・アポイントメントで訪問希望された機関に対して訪問数１００％ ・年1回以上	訪問希望された薬局21機関に対し、訪問件数21件。歯科医院25機関に対し25件。ともに100％実施した。認知症患者も来院され対応することがある。チラシやマップを家族に見てもらえると良いとご意見あり。	継続	・アポイントメントで訪問希望された機関に対して訪問数１００％ ・年1回以上		継続	・アポイントメントで訪問希望された機関に対して訪問数１００％ ・年1回以上		
		豊田みよしケアネット（ICT）の活用	・医介連携に必要な医療機関が利用方法を正しく学び、円滑なコミュニケーションツールとして活用する。	医療介護機関	全推進員	・豊田みよしケアネットのPR及び登録に関する相談支援をする。	・豊田みよしケアネットの登録患者数が前年度１０５％（年度末時点）	令和5年度末67名に対して、令和6年度は90名の登録があった。（1月末時点）前年比34％増	継続	・豊田みよしケアネットの登録患者数が前年度１０５％（年度末時点）		継続	・豊田みよしケアネットの登録患者数が前年度１０５％（年度末時点）		
(R6) きたよし					在宅医療介護機関に対して勉強会（活用）を開催する。	・年１回以上	市内外の通所介護、訪問介護、訪問看護、居宅、障がい相談員、包括を対象に1/20に電子@連絡帳活用のためのステップアップ研修を開催した。24事業所（36名）が参加した。	継続	・年１回以上		継続	・年１回以上			
入退院支援	高齢者が、急変時を含め、入退院があっても切れ目ないケアが利用でき、本人の希望する場所で生活を継続することができる。	入退院機能を持つ病院との連携強化	円滑な入退院支援を行うことができる	病院（病床）	(R6) みなよし	・入退院の窓口になる担当者（MSW等）と意見交換ができる場の企画開催する。	・年１回以上	ホスピス・緩和ケアについて理解を深め、入退院支援窓口担当者と顔の見える関係づくりを目的に11月26日愛知国際病院と交流会を実施。本作業部会担当者に加え、ケアマネジャーやみよし市民病院連携室相談員等計21名が参加した。	継続	・年１回以上		継続	・年１回以上		【９期計画評価指標】 ○豊田みよしケアネット登録施設数 ・85施設（R4:74施設） ○地域包括ネット会議の開催回数 ・15回（R4:15回） ○在宅看取り率 ・13％（R4:11.2％） ○一般高齢者における「人生会議（ACP）の認知度」 ※1・10％（R4:4.4％） ○ケアマネジャー調査における主治医との連携に困っている割合※2・30％以下（R4:33.3％）
					(R6) なかよし	・みよし市入退院窓口一覧の軽微変更（新規医療機関追加や明らかな変更時のみ）	・必要時	1件修正あり、電子連絡帳で情報共有した。	・既存の入退院窓口一覧を確認し、豊田加茂医師会以外の病院を追加した窓口一覧を作成する（前回令和４年度：３年に１度）	・年１回	・みよし市入退院窓口一覧の軽微変更（新規医療機関追加や明らかな変更時のみ）	・必要時			
急変時の対応		急変時対応	消防連携を図る。	市民	市役所	・豊田加茂医師会や東名古屋医師会から情報収集する。	・年１回以上	豊田加茂医師会から消防連携についての情報を確認した。	継続	・年１回以上		継続	・年１回以上		※1 一般高齢者調査において「言葉も内容も知っている」人の割合 ※2 ケアマネジャー調査において「主治医との連携や調整に困っている」ヒトの割合
				市民	全推進員	市民に人生会議について説明した上でエンディングノートを配布する。	・各推進員１００冊以上	エンディングノートについては、2センターの推進員が100冊を下回ったが、全推進員を平均すると100冊を上回った。(12月末時点)	継続	・各推進員１００冊以上		継続	・各推進員１００冊以上		
				医療機関	全推進員	医療関係機関に人生会議やエンディングノートを周知する。	・日常の療養支援の医療機関等訪問時 ・年２回以上	クリニック等訪問時に人生会議やエンディングノートの行った。	継続	・日常の療養支援の医療機関等訪問時 ・年２回以上		継続	・日常の療養支援の医療機関等訪問時 ・年２回以上		
	地域住民が、在宅での看取り等について十分に理解し、医療と介護の両方が必要となった状態の高齢者が、人生の最終段階における望む場所で看取りが行えるよう、本人、家族、医	ACP（意思決定支援）	市民に人生会議という言葉の意味を普及し、本人の望む場所で看取りを行うことができる。	市民	市	人生会議についての市民講座を開催する。（在宅相談ステーションと連携し開催）	・年1回以上	人生会議について、市民に周知することを目的に、イオン三好ショッピングセンターと事前に打合せ等を行い、11/11及び11/27の2回、セントラルコートで市民講座（エンディングノートの書き方）を開催した。合計33名参加。（在宅相談ステーションは日程合わず）	継続	・年１回以上		継続	・年１回以上		

大項目	目指す姿（中項目）	取組名（小項目）	取組の目的	ターゲット	リーダー	R6			R7			R8			R8年度末 評価する指標
				対象者		計画	目標値	実績	計画	目標値	実績	計画	目標値	実績	
看 取 り	療・介護関係者が、 人生の最終段階にお ける意思を確認共有 し、実現できる体制 を構築する。			介護事業所	在宅相談ステー ション	人生会議を理解するた めの勉強会を開催する。	・年1回以上	在宅サポートセンター事 業においては、7/27に在 宅医療スキルアップ研修 を企画開催した。 ウェルビーイングネット ワーク会議においては、 部会を通じ、年4回の研修 企画の運営補助を行っ た。	継続	・年1回以上		継続	・年1回以上		
				市民	(R6) おかよし	図書館を活用した人生会 議の普及啓発コーナーの 設置する。	・年1回（人生会議普及啓 発強化月間時）	人生会議の普及啓発コー ナーを11/29から12/18ま で設置した。人生会議選 定本25冊を展示した。ま たホワイトボードにイオ ンで開催した人生会議の 普及啓発イベントの写真 を掲示した。	継続	・年1回（人生会議普及啓 発強化月間時）		継続	・年1回（人生会議普及啓 発強化月間時）		

長寿介護課：全取組みのマネジメント（進捗管理、調整等）を行う。年度当初及び随時、地域包括支援センターと打合せを行う。
地域包括支援センター：取組みごとに各地域包括支援センターがリーダーとなり、中心的に取組みを進めていく。
リーダー以外の地域包括支援センターも、その取組みに協力する。

令和7(2025)年度 地域包括ケア推進会議 日程

回	日時	議題
	場所	
第1回	令和7(2025)年 5月 26日 (月) 午後1時30分から2時30分まで	【報告事項】 ・保健事業と介護予防の一体的実施事業前年度実績 ・認知症総合支援事業前年度実績 ・医療介護連携推進事業前年度実績
	オンライン	【協議事項】 ・保健事業と介護予防の一体的実施事業当該年度計画 ・認知症総合支援事業当該年度計画 ・医療介護連携推進事業当該年度計画
第2回	令和7(2025)年 9月 29日 (月) 午後1時30分から2時30分まで	【報告事項】 ・認知症初期集中支援事業前年度実績
	オンライン	【協議事項】 ・認知症初期集中支援事業について 【その他情報提供】
第3回	令和8(2026)年 3月 16日 (月) 午後1時30分から2時30分まで	【協議事項】 ・認知症総合支援事業次年度計画 ・医療介護連携推進事業次年度計画
	オンライン	【その他情報提供】 ・消費者安全確保に関すること

※協議事項、内容については事業の進捗等により追加、変更等の場合があります。